

令和3年第3回定例会(令和3年9月27日)

厚生環境教育委員会委員長 (荒金 卓雄 委員長)

去る9月3日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案「議第59号 令和3年度別府市一般会計補正予算(第6号)関係部分」ほか5件及び請願「請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願」1件につきまして、委員会を開会し、慎重な審査をおこないましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願」についてであります。

請願の趣旨について簡単にご説明いたします。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されており、高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害にもなっております。日本では一部の自治体が補聴器購入の補助を行っているのみであります。補聴器購入に対する公的補助制度はヨーロッパでは既に確立されております。補聴器の更なる普及により、高齢者は心身ともに健やかに、安心・安全な生活を送ることができ、ひいては認知症の予防、健康寿命の延伸及び医療費の抑制にもつながるため、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるものであります。

今回、参考人2名による意見陳述及び関係部署であります障害福祉課及び高齢者福祉課に対する質疑を踏まえ審査をおこなった結果、購入価格は高額なものもあるが、低価格帯の補聴器の品揃えもあること。より安価な集音器など補聴器以外の代替品を使用することも可能であること。全ての軽度の難聴者を対象とする公的補助制度は妥当かとの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議第59号 令和3年度別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分についてであります。

まず、子育て支援課関係部分においては、子育て世帯臨時特別給付金支給に要する経費として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、臨時特別給付金を支給するものであり、費用は全額国庫負担となり、令和2年度の実績報告に伴い、国庫返納金48万8千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、病児保育事業相互利用負担金に関しては、保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な乳幼児又は小学校に就学している児童について、病気の回復期に至らない又は病気の回復期にある場合に、病院・保育所等に付設され

た専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を実施する病児保育事業において、大分県が推進する病児保育の広域化により、令和3年10月1日に県内の市町村間において病児保育施設の相互利用に関する協定が締結されることになりました。

それに伴い市町村間での相互利用の実績に応じて負担金を納付する必要があるため、特別保育等に要する経費の追加額として、30万円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。また、歳入につきましても、他市在住者が別府市の病児保育施設を利用した場合の病児保育事業相互利用負担金5万円を計上しようとするものであるとの詳細な説明がなされました。委員より、コロナ禍における当市の病児保育施設の利用状況に関する質疑に対して、当局より施設内の感染を恐れての利用控えが影響し、利用者数は減少しており、曜日により多少の変動はあるものの、全体的に定員に余裕があるものと把握しているとの答弁がなされました。

次に、健康推進課関係部分についてであります。

新型コロナウイルスの県内及び市内の感染状況等を鑑みる中、市民の安全・安心を確保するため、別府市PCR検査センターの開設期間を8月末までとじていましたが、12月末まで延長すること。それに伴い新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の追加額として2億2,473万7千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、健診結果等の情報標準化整備事業において、令和4年度からの運用開始に向け、市町村においてシステムを改修する必要があることから、健康診査に要する経費の追加額として健康管理システム改修業務委託料297万円を計上しようとするものであり、また、歳入につきましては、システムの改修経費に係る補助として、健康診査に要する経費の追加額に対する国庫補助金148万5千円を計上しようとするものであるとの詳細な説明がなされました。委員より、市内の大学生に対して、市及び大学側が同センターの積極的な利用をお願いしているとのことであるが、抗原検査キットに余剰がある場合は、大学への配布を検討していただきたいとの意見がなされた次第であります。

次に、保険年金課関係部分についてであります。

歳入として、令和2年度に大分県後期高齢者医療広域連合に対して支出した療養給付費負担金の精算に伴う返還金として、1億6,031万円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、介護保険課関係部分についてであります。

社会福祉法人が低所得者に対する利用料の減免を行った場合において、令和2年度の実績報告に基づき超過交付となった助成金を県への返納金として11万5千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、歳入として、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の追加の交付分として、国からの過年度収入3万8千円、及び県からの過年度収入1万9千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、教育政策課関係部分についてであります。

歳出として、小学校と中学校のICT環境整備に要する経費の追加額を各々417万8千円と160万を計上しており、児童・生徒の学びを保障する環境を整備するため、臨時休校等の使用だけではなく日常においても家庭学習を行うことを想定し、誰もが家庭でタブレット端末を用いてオンライン学習等を行えるよう、家庭に通信環境がない260世帯に対して機器を貸与し、通信料を負担するものであるとの説明がなされました。委員より、家庭に通信環境がない世帯の割合についての質疑に対して、当局より今年の5月時点の調査結果では、児童・生徒の総数は7,357名、世帯数は5,063世帯であり、そのうちの家庭に通信環境がない世帯は260世帯、約5.1%の割合であるとの答弁がなされました。また、両親が共働き世帯や小学校低学年に対する日常の家庭学習時における端末操作のサポート体制についての質疑に対しては、導入当初は、学校において端末の操作方法についての説明を予定しておりますが、小学校低学年の児童につきましても、端末の接続や起動の際に保護者のサポートが必要となることも想定されるため、勤務等の都合により、家庭学習の時間帯に保護者が不在である場合のサポートについては、今後、教育委員会において協議をし、児童・生徒の学びの機会の確保に努めてまいりたいとの答弁がなされました。

次に、「議第60号 令和3年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」では、令和2年度決算において発生した剰余金を令和3年度に繰り越し、歳入として、繰越金4億8,312万2千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、歳出として、国庫返納金743万9千円、県返納金1億479万3千円、合計1億1,223万2千円を精算返還金として計上するとともに、繰越金から精算返還金を差し引いた額を国民健康保険基金に積み立てるものとし、基金積立金3億7,089万円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、「議第62号 令和3年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」では、歳入として、令和2年度決算において発生した剰余金を令和3年度の繰越金の追加額2億991万7千円と、県の介護給付費負担金193万9千円の追加額を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、歳出として、令和2年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの超過交付分合計1億1,961万2千円を精算返還金として計上するものであり、県からの介護給付費負担金と繰越金を合計した2億1,185万6千円から精算返還金を差し引いた差額9,224

万4千円を基金積立金の追加額に計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、「議第63号 令和3年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」では、令和2年度決算において発生した剰余金を令和3年度に繰り越し、歳入として、繰越金885万9千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

なお、決算による剰余金は、出納整理期間中に徴収した保険料相当額であるため、歳出として、大分県後期高齢者医療広域連合に対して支出する保険料等負担金885万9千円を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

以上4件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議無く原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、「議第66号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。子ども・子育て支援法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める内閣府令の一部が改正され、書面の作成等について、書面に代えて電磁的記録により行えることが定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

最後に、「議第71号 市長専決処分について」は、令和3年度別府市一般会計補正予算第5号関係部分について、新型コロナウイルスワクチン接種の迅速化を図るため、歳出として、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として12億7,893万1千円、歳入として、同額の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を計上していること。歳出の内容は、高齢者について7月中に終えるために講じた集団接種会場運営に要する経費であり、内訳は医師等謝礼金と接種体制確保事業委託料となるとの説明がなされました。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。委員より、早急なワクチン接種が必要と思われる市職員の接種状況についての質疑がなされ、当局より通常の前約による接種に加え、キャンセル対応を行うなど、できるだけ早く多くの職員への接種をすすめているとの答弁がなされました。また、寝たきりの高齢者等に対するワクチン接種の状況についての質疑に対しては、訪問診療等による接種をおこなっているとの答弁がなされました。

以上1件の条例議案及び1件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決、承認するものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告を終了いたします。何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。